平成30年度エコリース促進事業における主な改訂点は以下のとおりです。

変更項目	29年度	30年度	対象条項
①熊本県に係るリース契約	・東北三県(岩手県、宮城県、福島県)又は 熊本県に係るリース契約は補助率10%。	・東北三県(岩手県、宮城県、福島県)に係 るリース契約は補助率10%。	
②申込開始時期	・専ら産業の用に供される以外の低炭素機器は、平成29年6月6日から申込受付。 ・専ら産業の用に供される低炭素機器は、平成29年9月6日から申込受付。 ・但し、東北三県(岩手県、宮城県、福島県) 又は熊本県は、全対象機器について平成29年6月6日から申込受付。		-
③補助金枠	・補助金申込受理金額で補助金枠を設定。 ・補助金枠を超える補助金申込は仮受理 (キャンセル待ち)とする。	・交付申請金額で補助金枠を設定。 ・補助金受付開始から3カ月間の補助金枠は以下の通り。 ① 専ら産業の用に供される以外の低炭素機器:5億円 ② 専ら産業の用に供される低炭素機器:事業予算から5億円を除いた金額。 ・開始から3カ月経過後は上記補助金枠を撤廃 ・開始から3カ月以内に、上記①、②共通で各補助金枠を超えた場合には、交付申請の受付を中止。3カ月経過後、交付申請の受付を中止。3カ月経過後以降、事業予算を超えた場合は、交付申請の受付は中止。 ・・補助金申込受理済案件の場合でも、補助金枠の確保にはならない。	交付規程第7条1、2
④1リース先あたり交付申請の上限 件数	・特になし	・1ユーザー当たりの交付申請件数は10件まで。	交付規程第7条3

⑤発光ダイオード照明装置の基準	【申込方法】 リース会社はでカタログ等で対象製品の基準適合状況を確認し、チェックシート、基準 適合に使用した資料をJAESCOに送付。 JAESCで内容確認後、申請できるようにシステム対応を行う。	リース適合基準を変更。主な変更点は以下 の通り。	実施要領の発光ダイ オード照明装置
		【申込方法】 GIO型番検索サイトでエコリース欄が〇、△の製品は、他のエコリース対象機器と同様、エコリース申請管理システムで直接申請可能。	